

新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金に関するお知らせ

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に変更され就業の制限はなくなります。

このことから事業所に雇用されている方を対象とした新型コロナ感染症に特化した傷病手当金は、令和5年5月7日感染（または発熱等の症状がある感染疑い）分までが支給対象となり、以降の傷病手当金については以下のとおりとなります。

令和5年5月7日までの感染（または感染疑い）

⇒ 新型コロナ感染症に特化した傷病手当金としての支給

支給対象となる方

法人及び個人事業所に雇用されている（法人事業所の代表も含む）組合員及び事業所に雇用されている家族被保険者

⇒ 療養のため労務不能となり、給与等の全部または一部を受けることができない方

【申請に必要な書類】 ① 傷病手当金支給申請書

② 傷病手当金に係る給与等証明書（事業主記入用）

※ やむを得ず医療機関を受診していない場合は、①の「療養担当医師の意見及び証明」欄に記入の必要はありません。②の事業主の証明により労務不能期間の証明とします。



令和5年5月8日以降の感染（または感染疑い）

⇒ 中建国保の従来の傷病手当金による支給

支給対象となる方

医師による診断を受け、労務不能と認められて休業した組合員

【申請に必要な書類】 傷病手当金支給申請書

※ 「療養担当医師の意見及び証明欄」の証明が必要です。

なお、「個人事業所の事業主及び一人親方」については、引き続き従来の傷病手当金により支給します。

令和5年5月7日以前の感染（または感染疑い）分や過去の支給対象に関する申請も引き続き受け付けています。ただし、保険給付を受ける権利は、労務不能となった日の翌日から2年を経過すると時効により消滅します。

必要な書類や支給内容等、詳しくは所属の支部・出張所にお問い合わせ下さい。